

表272 食品等の官能検査（保健所）

	検査した検体数 (実数)	違反した検体数 (実数)	違反理由	
			第19条第2項	その他
魚介類	9,401	1	1	-
冷凍食品	498	-	-	-
無加熱摂取冷凍食品	1,368	-	-	-
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	1,083	-	-	-
生食用冷凍鮮魚介類	655	-	-	-
魚介類加工品(びん・かん詰を除く)	4,635	1	1	-
肉卵類及びその加工品(〃)	11,576	6	6	-
乳、乳製品及び乳類加工品	8,218	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	2,022	-	-	-
穀類及びその加工品(びん・かん詰を除く)	3,688	-	-	-
豆類及びその加工品(〃)	1,806	2	2	-
野菜類・果物及びその加工品(〃)	10,504	-	-	-
菓子類	12,602	4	2	2
清涼飲料水	5,120	-	-	-
酒精飲料	3,161	-	-	-
氷雪	324	-	-	-
水	793	-	-	-
かん詰びん詰食品	3,950	-	-	-
その他の食品	9,090	3	3	-
添加物及びその製剤	38	-	-	-
器具及び容器包装	2,826	-	-	-
おもちや	504	-	-	-
総 数	93,862	17	15	2

注) 今年度から「豆類及びその加工品(びん・かん詰を除く)」を追加した。

資料：健康安全室